

「ひろしま畜産女性の会」規約

(目 的)

第1条 この会は、広島県内の畜産に携わる女性が、地域、飼養畜種を超えて集結し、会員相互の交流や諸活動を通じて、女子力を磨き、経営能力の向上を図り、より活力と魅力ある広島県畜産の実現を目指す。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、「ひろしま畜産女性の会」と呼び、事務局を一般社団法人広島県畜産協会内に置く。

(事 業)

第3条 この会は、目的達成のため、次の活動を行う。

- 1 女子力向上のための研修会の開催、視察等の実施
- 2 畜産に携わる女性の交流を促進するための活動
- 3 本県の畜産活性化のための提言、情報発信等の活動
- 4 その他目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 この会の会員は、会の目的に賛同する広島県内の畜産に携わる女性または畜産に関心のある者、関係組織の女性担当者とする。

(入会・退会)

第5条 この会の会員になろうとする者は、入会申込書を提出することにより、いつでも入会できる。

この会を退会する場合は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- 1 会長1名、副会長1名を置く。
- 2 役員は会員のなかから互選により選任する。
- 3 役員任期は1年とし、再任を防げないものとする。
任期途中で役員が交代する場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 7 条 この会の活動内容を協議するため、役員会及び全体会を必要に応じて開催する。

(経 費)

第 8 条 この会の活動に係る経費等は、その都度の必要額に応じて会員等より徴収する。

(個人情報)

第 9 条 この会で知り得た個人情報は、この会の目的のみに利用することとし、一般社団法人広島県畜産協会個人情報管理規定に基づき管理する。

(事業年度)

第 10 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日とする。

第 11 条 この規約に定めるもののほか、会の運営に当たって必要な事項については、会長がこれを決定する。

附則

1 この規約は、令和 2 年 1 0 月 2 2 日より施行する。